

## 法人住民税均等割の免除についてのご案内

特定非営利活動法人（NPO法人）は、収益事業を行っていない場合であっても法人住民税（均等割）の申告納付は必要です。（収益事業を行う場合は法人事業税・特別法人事業税（地方法人特別税）・法人住民税（法人税割）の申告納付も必要となります。）

ただし、東京都では都税条例により、収益事業を行わないNPO法人が期日までに申告書と免除申請書を提出すれば均等割を免除することとしています。（収益事業を行っている場合は免除されません。）

期日までに上記書類をご提出いただけない場合は、法人住民税（均等割）の免除は行えませんので、免除を希望される場合は、必ず期限内にご提出願います。

## NPO法人の法人事業税・都民税Q & A

Q  
1

NPO法人を設立しました。都税事務所に届出は必要でしょうか？

**A** 法人設立・設置届出書の提出が必要です。

設立の日から15日以内に所管の都税事務所（都税支所）・支庁に届け出てください。届出書は各都税事務所等の窓口においてあります。

添付書類は登記簿謄本（写し可）、定款の写しです。

Q  
3

収益事業とはどのような事業ですか？

**A** 収益事業とは法人税法施行令第5条に規定される事業をいいます。現在行っている事業活動が収益事業に該当するかどうかについては所管の税務署にご確認ください。

Q  
2

NPO法人にはどのような場合に法人事業税・都民税がかかるのですか？

**A** 収益事業を行っているか否かで異なります。

① 収益事業を行っていない場合  
法人住民税（均等割）が課税されます。  
ただし、東京都では条例による免除措置があります。  
なお、法人事業税の申告納付は不要です。

② 収益事業を行っている場合  
株式会社などの普通法人と同様に法人事業税・特別法人事業税（地方法人特別税）・法人住民税（法人税割・均等割）が課税されます。  
条例による免除措置はありません。  
事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告納付を行ってください。

Q  
4

収益事業を行っていないNPO法人です。申告納付すべき法人住民税均等割額はいくらになりますか。

**A** 次のように計算してください。

- ① 特別区のみ事務所がある場合  
・・・7万円（年税額 東京都及び特別区分）
- ② 都内の市町村のみ事務所がある場合  
・・・2万円（年税額 東京都分）

上記の他に、事務所が特別区に（①の場合はその特別区以外に）ある場合は、1区につき5万円（年税額）が加算されます。

Q  
5

収益事業を行っていない場合は、どのような手続きを行えば免除されますか？

**A** 4月30日までに所管の都税事務所等に以下の2点を提出してください。

- ① 都民税の均等割申告書
- ② 都民税（均等割）免除申請書

なお、4月30日までに免除申請書等を提出されなかった場合は、免除となりませんので、必ず期限内に申請するよう、ご注意ください。

Q  
6

収益事業を行っていないNPO法人です。12月決算なのですが、免除申請は4月30日までに提出しなければならぬのでしょうか？

**A** 決算期にかかわらず、収益事業を行っていない場合は、4月30日までに免除申請書等を提出してください。

Q  
7

収益事業を行っていないNPO法人です。東京都内の市町村に事務所があるのですが、市町村民税の均等割の免除はありますか？

**A** 市町村民税の均等割の免除については、各市町村が決めることになっています。お手数ですが、市役所、町村役場に確認してください。

Q  
8

収益事業を開始した場合、東京都への手続きはどうなりますか？

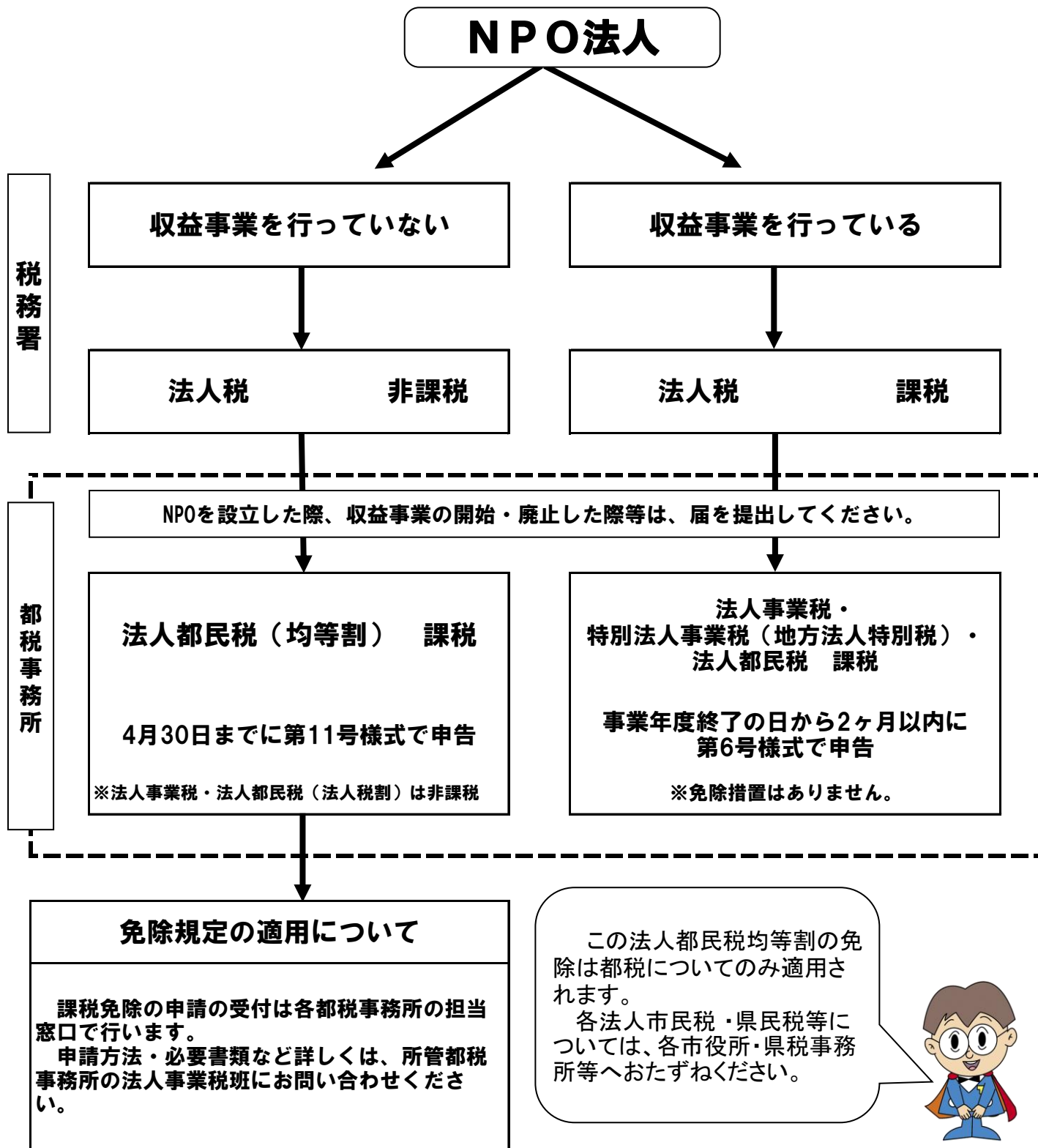
**A** 所管の都税事務所等に異動届出を提出してください。  
添付書類は税務署に提出した収益事業開始の届の写しです。



詳しくは、所管の都税事務所の法人事業税班までお問い合わせください。

※このパンフレットはNPO法人用のものです。NPO法人以外の公益法人等の場合は取扱いが異なりますので、各都税事務所にご確認ください。

# NPO法人の申告の概要



根 拠 条 文		
	収益事業を行っていない場合	収益事業を行っている場合
設立の届出 確定申告	都税条例第114条の2、第202条の2	都税条例第26条、第114条の2、第202条の2 【事業税】地方税法第72条の25、28 【法人都民税（法人税割・均等割）】 地方税法53条第1項 地方税法321条の8第1項
免除	都税条例第117条の2、第206条 都税条例施行規則第29条の4	
期間	地方税法第52条第2項第4号 地方税法第312条第3項第4号	地方税法第72条の13